



# APO\_社労士通信

## 産休・育休と社会保険

産休・育休中に必要な社会保険手続きについて、時系列に整理しました。

	対象期間	届出	内容
産前産後休業	① 出産予定日以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から	提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・産前産後休業取得者申出書	社会保険料の免除(健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金・基金掛金(基金加入事業所、一部免除対象外))
	② 出産日	提出先:健保組合(協会けんぽ) ・出産育児一時金支給申請書	給付金額:1児につき42万円。(産科医療補償制度に加入されていない医療機関等での出産は39万円)。健保組合により付加給付有。支給要件:妊娠85日以後に出産・中絶。
	③ 出産の日後 56 日まで	提出先:健保組合 ・出産手当金支給申請書	給付金額:1日につき標準報酬日額の3分の2相当額。支給要件:賃金が給付金額未満の場合。賃金支払がある場合は差額支給。健保組合により付加給付有。
		提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・産前産後休業取得者変更(終了)届	出産予定日と異なる日に産出した場合や、終了予定日前に休業を終了した場合。変更後の休業期間について免除。
④ 産前産後休業終了後の復職		提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・産前産後休業終了時報酬月額変更届	復職後の3か月間の報酬額をもとに新しい標準報酬月額を決定し、本人の申し出により、その翌月から改定。
育児休業	⑤ 産後 57 日目(男性の場合は出産日当日)から子が1歳に達する日の前日まで (パパママ育休プラス制度を利用した育児休業は1歳2か月、保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月)  ※パパママ育休プラス制度については、社労士通信第41号も併せてご覧ください。	提出先:ハローワーク ・休業開始時賃金月額証明書 ・育児休業給付受給資格確認票 ・育児休業給付金支給申請書	給付金額:①賃金支払がない場合で休業開始から180日間は休業開始前賃金の67%(上限285,420円)、以後50%(上限213,000円)②賃金支払があり、給付金額との合計額が80%を超えるときには、当該超えた額が減額されて支給。支給要件:①支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用保険被保険者である。②支給単位期間において就業している日数が10日以下。③支払賃金が80%未満。支給対象者:①職場復帰を前提に取得する育児休業であること。②育児休業開始日の前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あること。
	⑥ 延長 (子が3歳に達するまで)	提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・育児休業等取得者申出書(延長)	社会保険料の免除  育児休業を延長する場合。
⑦ 育児休業終了後の復職		提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・育児休業等取得者終了届	終了予定日より前に育児休業を終了した場合。
		提出先:年金事務所/健保組合/基金 ・育児休業等終了時報酬月額変更届	復職後の3か月間の報酬額をもとに新しい標準報酬月額を決定し、本人の申し出により、その翌月から改定。
⑧ 3歳未満の子を養育期間中		提出先:年金事務所 ・養育期間標準報酬月額特例申出書	本人の申し出により、標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。
⑨ 3歳未満の子を養育しなくなったとき		提出先:年金事務所 ・養育期間標準報酬月額特例終了届	申出にかかる子が3歳に達している場合等は届出不要。単身赴任中は同居といえないため養育特例の対象外です。



### 知っておきたいミニ知識

#### 第77回 育児休業基本給付金の延長

雇用保険育児休業給付金の支給期間は、原則育児休業の申出にかかる子の1歳到達日前日(=1歳誕生日の前々日)までです。ただし、下記のような場合は、子が1歳6か月に達するまで支給期間を延長することができます。

- ① 保育所の入所を申し込んだが、入所待ちのため職場復帰できないようなやむを得ない理由がある場合。
- ② 常態として育児休業の申出にかかる子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった者が以下のいずれかに該当した場合。
  - 死亡したとき
  - 負傷・疾病または精神上の障害により子の養育が困難なとき
  - 婚姻の解消等で配偶者が子を養育しないこととなったとき
  - 産前休業を請求できる期間又は産前産後休業期間

①の場合、1歳誕生日以前を入所希望日として申し込んでいなければなりません。そのため、入所は難しいと判断して入所申し込みを行わなかった、入所希望日が1歳誕生日翌日以降になっていた等の場合は、支給期間延長の対象にはなりません。

手続きでは、上記の状況がわかる資料として、①の場合は、入所申込書・市区町村の入所不承諾通知書、②の場合は、住民票、診断書、母子手帳等(それぞれコピーで可)をハローワークに提出する必要があります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp  
〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>